

○総務省令第十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十七日

総務大臣 山本 早苗

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令
（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の十九第一項中「のうち二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する」を「（二二・一四GHzを超え二二・四GHz以下、二二・七四GHzを超え二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。以下同じ。）のうち」に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 変調方式は、GMSK、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

第四十九条の十九第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第四十九条の十九第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第四十九条の十九第三項中「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

第四十九条の十九第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第四十九条の十九第三項第五号を削る。

第四十九条の二十五の二第一項中「電気通信業務及び公共業務を行うことを目的として開設された陸上移動業務の無線局であつて、一七・七GHzを超え一七・八五GHz以下、一七・九七GHzを超え一八・六GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用するもの（以下「一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」という。）を「一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（一七・七GHzを超え一七・八五GHz以下、一七・九七GHzを超え一八・六GHz以下又は一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「一六値直交振幅変調又は」を「一六値直交振幅変調若しくは」に改め、同号ただし書中「場合に限り」を「場合には」に改め、「も使用する」を「とする」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、同項第八号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「第八号」を「第四号」に改め、同条第三項中「第五号及び第八号」を削り、「次の各号の条件」を「総務大臣が別に告示する技術的条件」に改め、各号を削る。

第五十八条の二の五の見出し中「電気通信業務用固定局」を「固定局」に改め、同条中「電気通信業務

を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、一〇・七㎒を超え一一・七㎒以下又は一四・四㎒を超え一五・三五㎒以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の」を「一一㎒帯又は一五・三㎒帯の周波数の電波を使用する固定局（一〇・七㎒を超え一一・七㎒以下又は一四・四㎒を超え一五・三五㎒以下の周波数の電波を使用する固定局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）の無線設備は、次に掲げる」に改め、同条第二号中「、八相位相変調」を削り、「又は六四値直交振幅変調」を「若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するもの」に改め、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第五十八条の二の六の見出し中「電気通信業務用固定局」を「固定局」に改め、同条中「電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局であつて、一七・七㎒を超え一七・八二㎒以下、一七・八五㎒を超え一八・五七㎒以下、一八・六㎒を超え一八・七二㎒以下又は一九・二二㎒を超え一九・七㎒以下の周波数の電波を使用するもの（以下「一八㎒帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局」という。）を「一八㎒帯の周波数の電波を使用する固定局（一七・七㎒を超え一八・七二㎒以下又は一九・二

二Ghzを超え一九・七Ghz以下の周波数の電波を使用する固定局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「一六値直交振幅変調又は」を「一六値直交振幅変調若しくは」に改め、同条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、同条第八号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第五十八条の二の六の二の見出し中「電気通信業務用固定局」を「固定局」に改め、同条中「電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、二二・四Ghzを超え二二・六Ghz以下又は二三Ghzを超え二三・二Ghz以下の周波数の電波を使用するもの（以下「二二Ghz帯の周波数の電波を使用する固定局（二）」「二三Ghz帯の周波数の電波を使用する固定局（一）」「二二Ghz帯の周波数の電波を使用する固定局（二）」「四Ghzを超え二二・六Ghz以下又は二三Ghzを超え二三・二Ghz以下の周波数の電波を使用する固定局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）の無線設備は、次に掲げる条件」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、六四値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第五十八条の二の九の見出し中「使用して通信系を構成する」を「使用する」に改め、同条中「一二・二G以下を超過し、一二・五G以下の周波数の電波を使用する固定局（電気通信業務及び放送の業務の用に供するものを除く。）」を「一二G帯の周波数の電波を使用する固定局（一二・二Gを超過し、二・五G以下の周波数の電波を使用する固定局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）」に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は一二八値直交振幅変調」を「若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するもの」に改める。

第五十八条の二の九の二を削る。

第五十八条の二の十の見出し中「使用して通信系を構成する」を「使用する」に改め、同条中「三七・五Gを超過し、三七・九G以下又は三八・五Gを超過し、三八・九G以下の周波数の電波を使用する固定局（電気通信業務及び放送の業務の用に供するものを除く。）」を「四〇G帯の周波数の電波を

使用する固定局（三七・五㎒を超え三七・九㎒以下又は三八・五㎒を超え三八・九㎒以下の周波数の電波を使用する固定局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「二相位相変調、四相位相変調又は二値周波数偏位変調」を「二値周波数偏位変調、二相位相変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するもの」に改める。

別表第一号の表注31(9)中「7.5GHz帯及び12GHz帯」を「又は7.5GHz帯」に改め、同注31(11)を次のように改める。

(11) 11GHz帯又は15GHz帯の周波数の電波を使用する固定局、22GHz帯の周波数の電波を使用する固定局及び40GHz帯の周波数の電波を使用する固定局 50 (10^{-6})

別表第一号の表注31(13)中「(11)及び(13)」を「(10)及び(12)」に改め、同注31に次のように加える。

(18) 12GHz帯の周波数の電波を使用する固定局 20 (10^{-6})

別表第一号の表注48中「電気通信業務用固定局及び18GHz帯の周波数の電波を使用する公共業務用固定局」を「固定局」に改める。

別表第二号第34中「電気通信業務用固定局」を「固定局」に改め、同第34に次のように加える。

4 X 7 W電波のもの 37.2MHz 又は次に掲げる値

(1) 変調信号に誤りを訂正する信号が付加されていないもの 6.6MHz

(2) 変調信号に誤りを訂正する信号が付加されているもの 13.2MHz

別表第二号第48中「電気通信業務用固定局及び18GHz帯の周波数の電波を使用する公共業務用固定局」を「固定局」に改め、同表に次のように加える。

第66 11GHz帯又は15GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 チャンネル間隔が40MHzのもの 36.5MHz

2 チャンネル間隔が60MHzのもの 53.5MHz

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十五号を次のように改める。

四十五 削除

第二条第一項に次の一号を加える。

六十七 設備規則第五十八条の二の五においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用する
ための無線設備

「
備設線無の号五十第項一第条二第
線無の二の号五十第項一第条二第
線無の三の号五十第項一第条二第
」

「
備設線無の号五十第項一第条二第
線無の二の号五十第項一第条二第
線無の三の号五十第項一第条二第
」

「
設線無の号四十四第項一第条二第
設線無の号五十四第項一第条二第
」

別表第一号一(3)アの表中

				○	○	○	○	
				○	○	○	○	備設
				○	○	○	○	備設

を

				○	○	○	○	
				○	○	○	○	備設
				○	○	○	○	備設

に、

				○	○	○	○	備
				○	○	○	○	備

を

		○						
		○						
		○						

		○			○			
		○			○			
		○			○			

		○	○		○			
		○	○		○			

○	○	備設線無の号四十四第項一第条二第
---	---	------------------

○	○	備設線無の号六十六第項一第条二第
---	---	------------------

○	○	備設線無の号六十六第項一第条二第
○	○	備設線無の号七十六第項一第条二第

							○	○
--	--	--	--	--	--	--	---	---

に、

							○	○
--	--	--	--	--	--	--	---	---

を

							○	○
							○	○

に
改
め
る。
。

					○	○		○	
--	--	--	--	--	---	---	--	---	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					○			○	

様式第7号注4の表中

第2条第1項第44号に掲げる無線設備	FW
第2条第1項第45号に掲げる無線設備	GW

を

「第2条第1項第44号に掲げる無線設備」を「FW」及び「第2条第1項」

第66号に掲げる無線設備」を「ES」

「第2条第1項第66号に掲げる
第2条第1項第67号に掲げる

無線設備	ES
無線設備	LS

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に受けている一八GHz帯の周波数の電波を使用する公共業務用固定局の無線設備及び二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

3 この省令の施行の際現にされている一八GHz帯の周波数の電波を使用する公共業務用固定局の無線設備及び二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。